

十日町市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

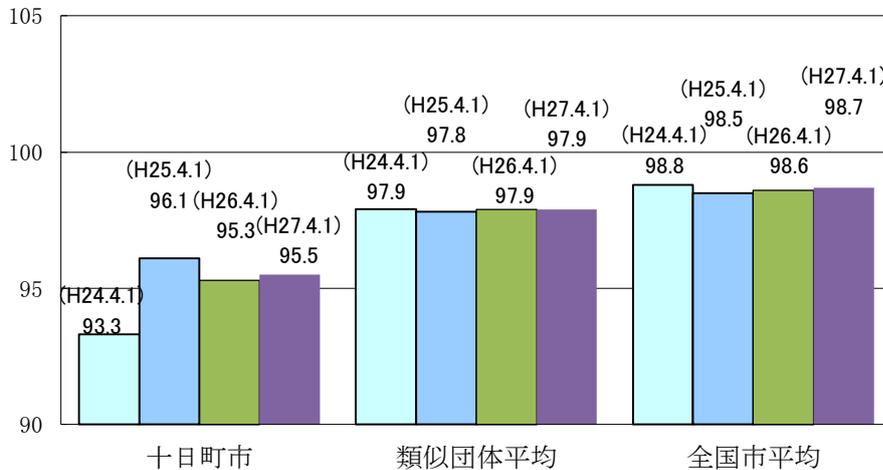
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 25年度の人件费率
26年度	人 57,161	千円 38,518,001	千円 1,678,573	千円 4,131,615	% 10.7	% 11.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
26年度	人 467	千円 1,626,690	千円 283,638	千円 607,223	千円 2,517,551	千円 5,391	千円 5,989

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。
 ※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①3年前に比べ1ポイント以上上昇している理由は、3年前は給料の3%独自削減を実施し、給料が低く抑えられていたためであり、今後は独自削減を実施する見込みがないため、1ポイント以上上昇することはないと考えられます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.4%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%以下に対し、本市においても同様の支給率で支給。
 (実施時期) 平成27年4月1日から実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%を支給。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
十日町市	43.6 歳	319,100 円	374,113 円	351,968 円
新潟県	43.2 歳	333,646 円	408,312 円	363,277 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.3 歳	319,936 円	394,984 円	355,183 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 (A)/(B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
十日町市	52.1 歳	30 人	310,000 円	343,217 円	344,113 円	—	—	—	—
うち管理員	51.1 歳	16 人	305,000 円	335,181 円	347,003 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.67
うち自動車運転手	55.1 歳	10 人	320,000 円	369,040 円	351,530 円	営業用バス運転者	49.3 歳	280,200 円	1.32
うち学校給食員	48.6 歳	2 人	309,000 円	314,850 円	319,200 円	調理士	43.9 歳	228,900 円	1.38
新潟県	51.8 歳	482 人	355,575 円	397,021 円	379,280 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	32 人	317,404 円	355,113 円	338,663 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C)/(D)
十日町市	—	—	—
うち管理員	5,351,331 円	2,774,400 円	1.93
うち自動車運転手	5,817,580 円	3,361,900 円	1.73
うち学校給食員	5,046,210 円	3,073,600 円	1.64

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成24年度から平成26年度の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加え試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分	十日町市	新潟県	国	
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	139,500 円	144,200 円	— 円
	中 学 卒	131,500 円	131,500 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（27年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	262,963 円	324,992 円	373,724 円	382,800 円
	高 校 卒	214,450 円	298,988 円	353,097 円	372,177 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	267,000 円 (21年)	300,900 円 (26年)	315,600 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

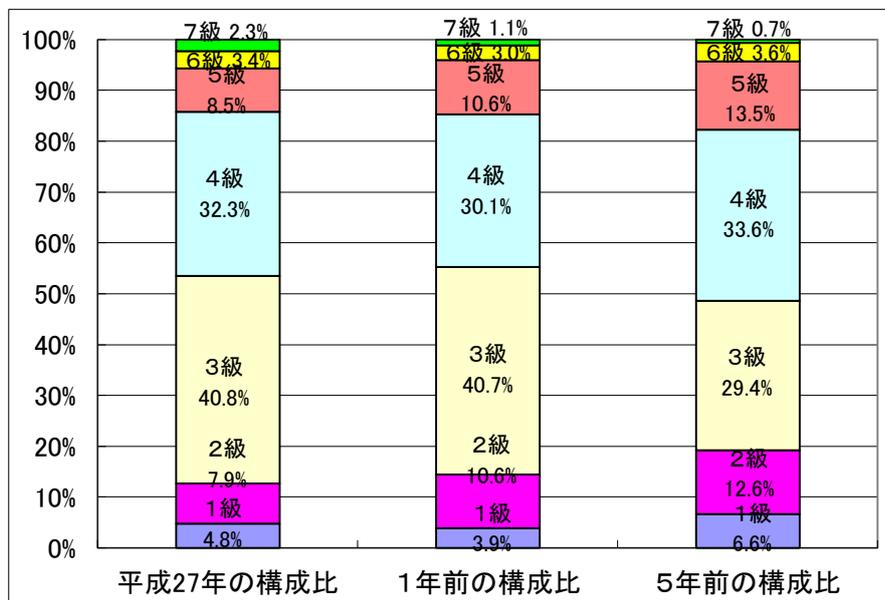
(注) 経験年数区分に該当する職員がない場合は () の経験年数の職員の平均額を算出しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長・局長・教育次長・技監	8人	2.3%	361,300円	443,700円
6級	課長・局長・支所長	12人	3.4%	317,000円	409,000円
5級	課長・局長・室長・参事・課長補佐・次長・副参事	30人	8.5%	286,200円	391,800円
4級	課長補佐・次長・副参事・係長・主査・主査技師	114人	32.3%	259,900円	379,800円
3級	支所長（再任用）・参事（再任用）・係長・主査・主査技師・主任・主	144人	40.8%	226,400円	348,800円
2級	係長（再任用）・主事・技師	28人	7.9%	190,200円	303,000円
1級	主事・技師	17人	4.8%	140,100円	246,100円

- (注) 1 十日町市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況
毎年1月1日と7月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
2. 昇給への勤務成績の反映状況
勤務成績の評定結果により5段階評価を行い、その評価結果に基づき昇給区分（0号～8号）を決定。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十日町市	新潟県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,342 千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,560 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況
毎年1月1日と7月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況
勤務成績の評定結果により5段階評価を行い、その評価結果に基づき成績率（56/100～88/100）を決定。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

十日町市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		
	(自己都合)	(勲奨・定年)			
1人当たり平均支給額	4,778千円	20,697千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(27年4月1日現在)

支給実績（26年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）			— 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
新潟市	2 %	2 人	2 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			95.5

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		1,909	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		20,095	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)		20.3	%	
手当の種類 (手当数)		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	支給単価
徴収手当	徴収担当職員	納期内に納入しない税の出張徴収に従事した場合に支給	8千円	300円/日
滞納処分手当	徴収担当職員	税の滞納処分に従事した場合に支給	8千円	300円/日
用地交渉手当	用地交渉担当職員	用地の取得など所有者等との交渉に従事した場合に支給	108千円	300円/日
行旅死病人取扱手当	福祉担当職員	行旅病人・死亡人の救護又は死体処置に従事した場合に支給	0千円	1,000円~3,000円/回
保健手当	保健師	保健指導、保健相談、看護処置等に従事した場合に支給	114千円	300円/日
防疫等作業手当	保健師	感染症防疫作業に従事した場合に支給	0千円	300円/日
動物死体処理手当	環境業務担当職員、道路管理担当職員	動物の死体処理に従事した場合に支給	78千円	1,000円/回
雪害作業手当	雪害作業にあたる職員	除雪作業、水上がり対策、雪崩対策に従事した場合に支給	219千円	400円~600円/日
放射線取扱作業手当	診療所職員	放射線を照射する作業の補助に従事した場合に支給	0千円	350円/日
特地診療手当	診療所医師	松之山診療所の医師が診療業務に従事した場合に支給	600千円	5万円/月
休日診療手当	診療所医師	診療所の医師が休日に診療業務に従事した場合に支給	540千円	45,000円/日
介護認定審査会手当	診療所医師	診療所の医師が介護認定審査会に出席した場合に支給	204千円	10,000円~12,000円/日

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	137,241	千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	280	千円
支給実績 (25年度決算)	133,676	千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	280	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 その他 各6,500円	同じ	—	58,197千円	207,107円
住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて 最高27,000円	同じ	—	13,774千円	215,219円
通勤手当	電車・バス利用者 (交通機関利用者) 負担している運賃の額に応じて 1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者 (交通用具利用者) 片道の距離に応じて 最低 (2km以上5km未満) 2,000円 最高 (60km以上) 31,600円	同じ	—	21,064千円	57,239円
管理職手当	支給額：定額 主要課長 52,600円 準主要課長 44,000円 その他課長、支所課長 30,200円 参事・保育園長 25,000円	同じ	—	25,394千円	373,441円
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給)	同じ	—	26,936千円	50,727円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円 (ただし、5時間未満の場合 2,100円)	同じ	—	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況 (27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	833,200 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 440,000 円	
	副市町村長	649,900 円	885,000 円 / 375,000 円	
報 酬	議 長	392,000 円	737,000 円 / 310,000 円	
	副 議 長	316,000 円	653,000 円 / 245,000 円	
	議 員	300,000 円	591,000 円 / 222,000 円	
期 末 手 当	市区町村長	(26年度支給割合) 6月期	1.425月分	
	副市町村長	12月期 計	1.475月分 2.90月分	
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合) 6月期	1.500月分	
	副 議 長 議 員	12月期 計	1.650月分 3.15月分	
備 考	市区町村長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.44	(1期の手当額) 17,597,184円	(支給時期) 任期满了時
	副市町村長	給料月額×在職月数×0.26	8,110,752円	任期满了時
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

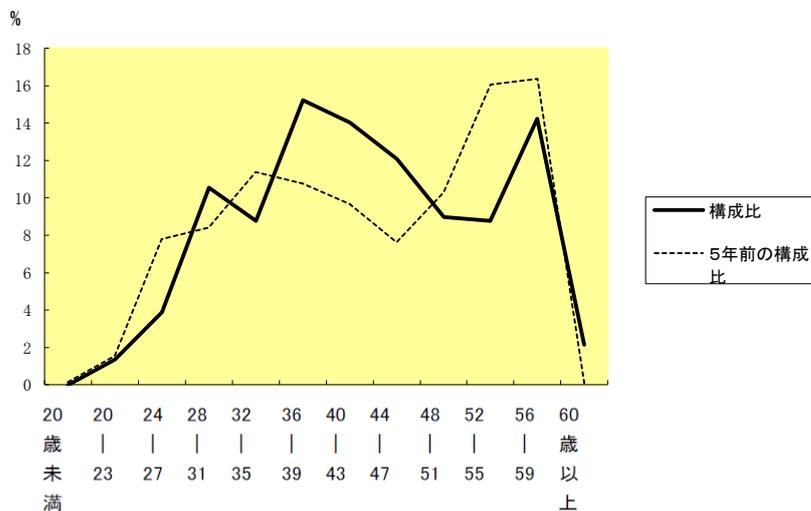
(各年4月1日現在)

分	区	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		26年度	27年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務企画	95	92	△ 3	文書管理業務の縮小、会計業務の見直し、支所窓口業務の見直し
		税務	28	28	0	
		民生	100	99	△ 1	保育園の民営化、支所民生一般業務の見直し
		衛生	42	39	△ 3	保険業務の見直し
		労働	2	2	0	
		農林水産	38	37	△ 1	林政農災業務の減
		商工	34	34	0	
		土木	53	53	0	
	計	396	388	△ 8	<参考>人口1万人当たり職員数 68人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 54人)	
	教育部門	72	68	△ 4		
	消防部門	0	0	0		
	小計	468	456	△ 12	<参考>人口1万人当たり職員数 80人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 72人)	
公営企業等会計部門	病院	9	6	△ 3	歯科診療所の閉鎖	
	水道	15	15	0		
	下水道	12	12	0	支所下水道業務の見直し	
	その他	25	24	△ 1	後期高齢者医療広域連合への派遣	
	小計	61	57	△ 4		
合計		529	513	△ 16	<参考> 人口1万人当たり職員数 90 人	
		[680]	[680]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	20人	54人	45人	78人	72人	62人	46人	45人	73人	11人	513人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数
一般行政	471	443	425	412	396	388	△ 83
教育	92	84	73	72	72	68	△ 24
普通会計	563	527	498	484	468	456	△ 107
公営企業等会計	80	75	71	63	61	57	△ 23
総合計	643	602	569	547	529	513	△ 130

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める職員給与費比率
26年度	千円 596,121	千円 101,652	千円 56,502	% 9.5	% 9.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 10	千円 33,836	千円 6,130	千円 12,328	千円 52,294	千円 5,229	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
十日町市	41.6 歳	319,771 円	579,128 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十日町市		十日町市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (26年度)	1,233 千円	1人当たり平均支給額 (26年度)	1,342 千円
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当 2.60月分	勤勉手当 1.35月分	期末手当 2.60月分	勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置

イ 退職手当 (27年4月1日現在)

十日町市			十日町市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~20%加算) (自己都合) (勲奨・定年)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~20%加算) (自己都合) (勲奨・定年)		
1人当たり平均支給額 無 無			1人当たり平均支給額 4,778千円 20,697千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 支給実績なし

(27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)			—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)	
—	— %	— 人	—	%

エ 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)		0.0	%
手当の種類 (手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
徴収手当	徴収担当職員	納期内に納入しない税の出張徴収に従事した場合に支給	300円/日
滞納処分手当	徴収担当職員	税の滞納処分に従事した場合に支給	300円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	2,554 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	283 千円
支給実績 (25年度決算)	5,096 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	728 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 その他 各6,500円	同じ	—	1,217千円	153,183円
住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を払っている 場合、家賃の額に応じて 最高27,000円	同じ	—	896千円	298,734円
通勤手当	電車・バス利用者(交通機関利用者) 負担している運賃の額に応じて 1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者(交通用具利用者) 片道の距離に応じて 最低(2km以上5km未満) 2,000円 最高(60km以上) 31,600円	同じ	—	413千円	51,600円
管理職手当	支給額：定額 主要課長 52,600円 準主要課長 44,000円 その他課長、支所課長 30,200円 参事・保育園長 25,000円	同じ	—	456千円	456,000円
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給) ※支給額の減額改定に伴い経過措置あり。	同じ	—	624千円	69,381円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円 (ただし、5時間未満の場合 2,100円)	同じ	—	0千円	0円